

地域商社の設立に係る伴走支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

地域商社の設立に係る伴走支援業務

2 業務目的

亀岡市（以下、本市と表記）は、京都市の西隣、大阪府にも隣接する交通アクセスにも恵まれた自然豊かなまちとして、数多くの地域資源を活用し地域経済の活性化に取り組んでいる。そのような中、これらの魅力的な資源を返礼品とするふるさと納税は、直近2年連続で40億円を超す寄附を全国からいただいている。

一方で、持続的な地域経済を維持していくためには、生産性の向上や販路の拡大など、地域全体の農業や経済活動などを多角的かつ総合的にマネジメントできる存在が求められるとともに、ただの経済活動に留まらず地域全体で社会課題を解決しながら生産活動をしていく仕組みづくりが必要である。本業務で本市及び周辺地域の経済の活性化、課題の解決、ブランドの確立による持続可能な地域社会の実現と地域振興の推進を図るために、これらを戦略的に企画・実行できる地域商社機能を有する運営組織の組成及び実働できる仕組みの構築を目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 事業設計支援

①外部環境調査

本市の持続可能な地域社会の実現と地域振興の推進に向け、経済活動の視点からリサーチし、SWOT分析や3C分析等を用いて現況を分析したうえで、事業仮説の整理などを行い、地域商社の設立目的・中長期的な目標を検討・提案する。

②内部環境調査

発注者が提供する本市のふるさと納税に関するデータと分析結果をもとに、地域商社としてふるさと納税業務に介入する余地を検討する。

③自治体事例・交付金補助金調査

自治体が出資して地域商社を設立した類似事例のリサーチとそれぞれの成功要因と失敗要因を分析する。また、地域商社事業に活用できる交付金・補助金（交付対象は自治体、地域商社問わない）情報をリサーチし活用例を提案する。

④リーディング事業市場調査

本市では、地域課題解決とふるさと納税寄附額の拡大を目指し、「有害鳥獣を使用したジビエ」「規格外野菜」「有機野菜」などの商品化を検討していくため、これらの市場を調査し、経済活動として成立させるための課題要件等を分析する。

(2) 体制確立支援

①体制要件整理

地域商社設立に向け、求められる機能、組織形態、資金メカニズム、ロードマップ等を整理する。また、経営層の体制要件を整理し、組織設計案を提案する。

②意思決定プロセス・財政方針・運営方針等整理

地域商社が意思決定を行うための組織運営上のルール、業務運営や人事・労務、経理・財務等に関する各種規定などのガバナンス構築の支援を行う。
また、資金メカニズムに基づく財政方針・運営方針の策定を支援する。

③人材等選定支援

地域商社を担う人材や協力企業候補の抽出等の支援を行う。

(3) 設立・事業準備支援

①設立

定款の作成及び法人設立登記等の支援を行う。

②交付金申請支援

交付金・補助金等の取得について、申請書類の内容確認や助言等による支援を行う。

(4) その他（本委託業務において可能であれば追加提案すること）

①分析結果に基づき、受注者の知見とノウハウを活かして本市の特性を活かした独自のビジネスモデルを提案する。

②事業戦略の構築と事業パートナー候補の提案を行う。

5 業務の遂行

(1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。

(2) 受注者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

(3) 受注者は業務の進捗について、発注者に対して定期的に報告すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項や、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、

速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 成果品

(1) 次の成果品を納品すること。

- ① 業務報告書（紙面及び電子媒体）
- ② 集計・分析結果資料（電子媒体）
- ③ その他本業務による制作物

(2) 成果品の納品場所は次のとおりとする。

本市 政策企画部 企画調整課（本市役所6階）

7 業務実施体制

(1) 業務実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。

(2) 業務責任者を配置すること。

(3) 業務進捗は随時、協議・報告することとし円滑な業務遂行管理に努めること。

8 秘密保持

(1) 本市は、本業務に関してプロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注者選定以外の目的で使用しない。

(2) 受注者は本業務に関し、本市から受領し又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、本市の許可なく公表し又は使用してはならない。

(3) 受注者は、本業務により知り得た本市、企業、市民及び関係者の秘密を保持しなければならない。

(4) 受注者は、本業務を履行するうえで個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。

(5) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行するものとし、違反があった場合は、法令に基づき厳正に対処するものとする。

9 再委託

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。なお、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

10 知的財産権

- (1) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権及び著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第 27 条及び法第 28 条を含む。）は本市に帰属するものとし、本市及び受注者から依頼を受けて中間生成物を制作した者（以下「製作者等」という。）は、当該業務に係る事項に関して法第 17 条に規定する著作権者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (2) 本業務で制作した中間生成物を含めた知的創造物について、本市は製作者等に何ら断りなく二次利用することができる。
- (3) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。受注者又は製作者等が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- (4) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受注者が全ての責を負うものとし、本市は一切関知しない。

11 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。品質が十分に確保されていない場合は、本市は改善要求の指示を行い、この指示を受けたときは、受注者は速やかに対応しなければならない。
- (2) 法人登記、定款認証、税務相談及び業務に係る一切の経費は委託料に含むものとする。
- (3) 事業の遂行に当たっては、本市と十分協議の上、作業を進めること。